

令和3年3月30日召集

令和2年度3月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後2時55分から午後3時40分

2. 開催場所 南区役所庁舎4階 講堂

3. 出席委員(19人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案 第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案 第13号 新潟市南区農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹 農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員出席ですので、これより始めさせていただきます。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き、総会の議事の進行をお願いいたします。原会長をお願いします。
会 長	<あいさつ>
議 長	ただ今から、3月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、3月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、14番 高橋委員、15番 阿部委員を指名いたします。それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	資料1、議案書7ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区件10件、味方地区1件、月潟地区1件でございます。1号は贈与による解約で、議案第12号農地法第3条許可申請1号の関連案件、2号は賃借人の変更による解約で、議案第9号一般案件新規8号の関連案件、3号は賃借人の変更、4号は自作するため、8ページ、5号は農地転用のため、6から9号につきましては賃借人の変更による解約です。9ページ、10号、11号も賃借人の変更による解約です。12号は賃借人の都合による解約です。以上で報告を終わります。
議 長	事務局からの説明は終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。資料2、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

今回は新規の案件が利用権設定23件、売買8件、合計31件、利用権の更新が10件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2、①一般案件の表紙をめぐっていただき、令和3年3月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区、利用権設定、契約期間6年、件数3件、田、6,453㎡、契約期間10年、件数8件、田、91,731㎡、畑、538㎡、所有権移転、売買6件、田、11,705㎡、畑、6,274㎡、合計で件数17件、面積116,701㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間6年、件数2件、田、584㎡、契約期間10年、件数5件、田、42,307㎡、合計で件数7件、面積42,891㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間10年、件数5件、田、12,609㎡、畑、9,185㎡、所有権移転、売買2件、田、1,021㎡、畑、8,164㎡、合計で件数7件、面積30,979㎡です。

続いて、次のページ更新について、白根地区、利用権設定、契約期間6年、件数2件、田、590㎡、畑、1,857㎡、契約期間10年、件数8件、田、56,680㎡、合計で件数10件、面積59,127㎡です。味方地区・月潟地区については、更新の案件はありませんでした。一枚めぐっていただき、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間6年が7件、田畑合計で9,484㎡、契約期間10年が26件、田畑合計で213,050㎡、所有権移転が売買8件、田畑合計で27,164㎡、農地異動の合計は41件、249,698㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページから5ページの1号から23号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として口座振替又は現金、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期・終期の期間が記載されています。次に、利用権の更新については6ページ、7ページの1号から10号です。記載項目につきましては新規の利用権設定と同様です。次に、所有権移転の売買については8ページ、9ページの1号から8号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転・引渡時期が記載されてい

ます。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。申請案件4号、5号につきましては、地目が宅地となっておりますが、西笠巻地内の養豚団地の敷地であり、登記地目は田のまま農業生産施設用地となっていることから、利用権設定等促進事業の対象となる土地となります。申請案件4号、5号、7号の譲受人の経営面積について、新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準に定めのある経営基準面積、260aを下回っておりますが、畑や樹園地、養豚においては頭数を、それぞれ水田面積相当に換算して経営基準面積を算定することとされており、いずれも、換算後の面積は260aを上回ることを確認しております。また、売買の申請案件8号につきましては、7ページの新規の利用権設定23号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。次に、利用権の移転についてです。10ページをご覧ください。利用権の移転2件、筆数2筆、面積合計5,872㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利・利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期・終期、借賃、支払い方法が記載されています。なお、この案件につきましては、新規就農者への利用権移転となることから、被移転人経営内容欄が空欄となっております。新規就農に係る案件につきましては、調査委員会に付されております。

続いて、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和3年3月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数4件、田、52,569㎡、畑、630㎡、面積合計で53,199㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、3,030㎡です。農地異動の合計は、件数6件、面積合計で56,229㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページ・2ページの1号から6号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。なお、申請案件4号については、中間管理機構と経由した親子間での貸し借りとなり、賃料の発生がないため、賃借料の欄が空欄となっております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、農地利用集積計画一般案件の10ページ、利用権移転1号、2号にかかる新規就農の案件について、調査委員会の結果を第3調査委員長の18番 田村委員から報告をお願いします。

第3調査委員長 去る、3月25日、午後2時から第3調査委員会を開催いたしました。調査委員会に付託された案件5件のうち、新規就農に係る案件についてご報告いたします。議案書、資料2の①一般案件、10ページ、利用権の移転申出に際し、新規就農計画書の提出がありましたので、

ご本人からおいでいただきました。申請地は小林地区の戸頭、浦梨の農地2筆、面積合計で5,872㎡です。現在利用権設定を受けている方からの権利移転となり、所有者等の同意も得られておりました。また、権利を移転する方の営農計画に支障がないことも併せて確認しました。経営はアスパラガスやナス、レタス、そらまめといった露地及び施設野菜で行うとのこと。申請人は新潟県農業大学校での研修を修了した後、南区内の農業法人に3年半勤務し、栽培管理や資材調達、販売管理に携わっていた経験をお持ちです。主な農機具等の設備については、就農後に制度資金を活用して導入する予定とのこと。就農後にさらに農地を借り受け、5年後には50a程度の規模拡大を予定しており、農地の所有者等とも協議済みとのことでした。JAとも協議済み、地元農家組合の同意も得ていることから、新規就農者として適当と判断されます。以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。ここで、資料2、議案第9号に委員の関連案件がありますので、先議を行います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員はその審議から除斥されることとなりますので、退室をお願いします。一般案件、3ページ新規13号及び4ページ同じく17号、18号の関係委員は退室をお願いします。

(7番 堤委員 退室)

議長 それでは、利用集積計画の一般案件、新規13号、17号及び18号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、利用集積計画の一般案件、新規13号、17号及び18号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(7番 堤委員 入室)

議 長 つづきまして、同じく一般案件、8ページ売買2号の関係委員は退室をお願いします。

(2番 羽入委員 退室)

議 長 それでは、利用集積計画の一般案件売買2号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、利用集積計画の一般案件、売買2号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(2番 羽入委員 入室)

議 長 それでは、先議した案件以外の議案第9号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

つづきまして、議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。月潟地区1件でございます。申請地は大別當で、転用目的は太

陽光発電設備敷地で一時転用になります。転用面積については、この発電設備の支柱部分の面積を合計した面積です。申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請にかかる審査表の1ページに記載のとおり農用地区域内農地ですが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております。

続いて2ページ議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。白根地区1件でございます。申請地は新飯田で、転用目的は工場増築及び従業員駐車場敷地です。申請地は、新潟市長より、白根農業振興地域整備計画の変更に伴い、農振除外について当農業委員会に意見を求められ、昨年2月の定例総会において、除外相当と議決し、昨年6月25日付けで農用地から除外されたものです。申請地は当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページに記載のとおり、集团的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております

続きまして、3ページをご覧ください。追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。白根地区2件でございます。1号の申請地は新飯田で契約内容は贈与、2号の申請地は西笠巻新田で、こちらも契約内容は贈与です。当日配布資料、農地法第3条調査書5ページ及び6ページに記載のとおり、2件とも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第10号、議案第11号、追加議案第12号、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第3調査委員長の18番 田村委員から報告をお願いいたします。

第3調査委員長 去る、3月25日 午後2時から、第3調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、先ほどの新規就農を除いて、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件、農地法第3条許可申請2件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第4条許可申請の1号ですが、本人からおいでいただきました。申請地は大別當で面積は1,021㎡のうち2.28㎡です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、一時転用の期間は3年間になります。農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部農地を利用するもので、いわゆる営農型発電設備の設置になります。申請地は平成27年から太陽光発電設備を設置済みで、3年ごとに一時転用許可を受けて来ましたが、昨年2月に発電設備を当初の設置会社より許可なく無断で譲受たこと、また、一時転用期間が昨年12月までの許可であり、転用期間が切れていることから願末書付きでの許可申請になりました。なお、発電設備の下部農地には、ドクダミを栽培するものです。申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外として、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するためのものに該当するとともに、土地改良区と協議済、また、農用地区域内農地のため新潟市長の同意も得ていること

から、許可要件に該当していると判断し、今後も転用許可期間が途切れることなく手続きをすること、また、下部農地における平均単収の8割の収量を確保するなど、営農の適切な継続を確保するよう指導しました。

続いて2ページの五条許可の1号ですが、代理人からおいでいただきました。申請地は新飯田で面積は5,097㎡です。転用目的は工場増築及び従業員駐車場敷地で、契約内容は売買になります。申請会社は金属熱処理の総合企業であり、増加する受注に対応するため、既存工場の隣接地に工場増築及び従業員駐車場を拡張する計画です。なお、この工場増築に伴い、新たに20名程度の社員を増員する予定とのことです。申請地は第1種農地に分類されますが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外に該当し、土地改良区及び建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、3ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。本人からおいでいただきました。申請地は新飯田の田2筆、面積は994㎡、契約内容は贈与による所有権移転です。譲受人は加茂市の専業農家で、経営面積は約20ha、当南区管内では1ha程度、耕作されています。申請内容は譲渡人が規模縮小、譲受人は譲渡人の要望とのことです。申請地は利用権設定により譲受人が耕作していますが、この度、贈与により譲り受け、引き続き耕作するものです。今後とも、地域と連携していただくようお願いしました。続いて2号です。申請地西笠巻新田の畑1筆、面積は105㎡、契約内容は贈与による所有権移転です。譲受人は申請地に隣接する農地を所有、耕作されており、この自己所有農地と共に申請地を耕作するため、譲り受けるものです。なお、1号、2号とも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第3調査委員会の報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは議案第10号、11号及び追加議案第12号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第10号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第10号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、議案第11号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議あり

ませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件であることから、許可相当として新潟県農業会議の意見を徴取することといたします。

つづきまして、追加議案第12号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

つづきまして、議案第13号 新潟市南区農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料1の議案書4ページをお開きください。この決議案については、昨年1月定例総会で決議いただいたものと同じもので、平成30年から令和元年にかけて全国各地の農業委員会や事務局による不祥事が相次ぎ、それを受けて農林水産省をはじめ農業委員会ネットワークの上部組織である全国農業会議所などから綱紀粛正の通知が度々発せられたことから、令和元年11月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正を図っていくことを確認しました。その申し合わせ決議の中で、毎年1回以上、各農業委員会で法令遵守の申し合わせ決議を行い、また、本年2月に開催された地域別農業委員会会長・事務局長会議においても県農業会議から同様の要請を受けたことから、議案として提案したものです。それでは提案内容について読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地

利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和3年3月30日、新潟市南区農業委員会 会長 原 平 一。以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第13号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第13号 新潟市南区農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案のとおり決定いたします。

つきまして、報告事項に入ります。新潟市農用地利用配分計画(案)について、農地法第4条転用届出に関する受理について。農地法第5条転用届出に関する受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。1枚めくっていただいて、令和3年3月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数6件、田、52,569㎡、畑、630㎡、面積合計で53,199㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、3,030㎡です。農地異動の合計は、件数8件、面積合計で56,229㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページ、1号から2ページの8号までとなります。農地の所在、地目、面積等については記載のとおりです。2ページの申請案件6号については、議案第9号でご説明しました、中間管理機構と経由した親子間での貸し借りとなり、賃料の発生がないため、賃借料の欄が空欄となっております。このほか、中間管理権の移転が4件ありました。詳細につきましては3ページのとおりとなります。

続いて資料1、議案書5ページをご覧ください。農地法第4条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件で、転用内容につきましては露天駐車場敷地です。続いて6ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区2件で、転用内容につきましては、1号が露天駐車場敷地で一時転用、2号は宅地分譲敷地です。続いて10ページです。農地法第3条の3第1項

の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区6件、味方地区3件、月潟地区2件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。以上で、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がないようですので、ただいまの報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項について終了し、以上で3月定例総会を閉会いたします。事務局から連絡事項をお願いします。

〈連絡事項〉

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 高 橋 潤 一

署名委員 阿 部 信 哉